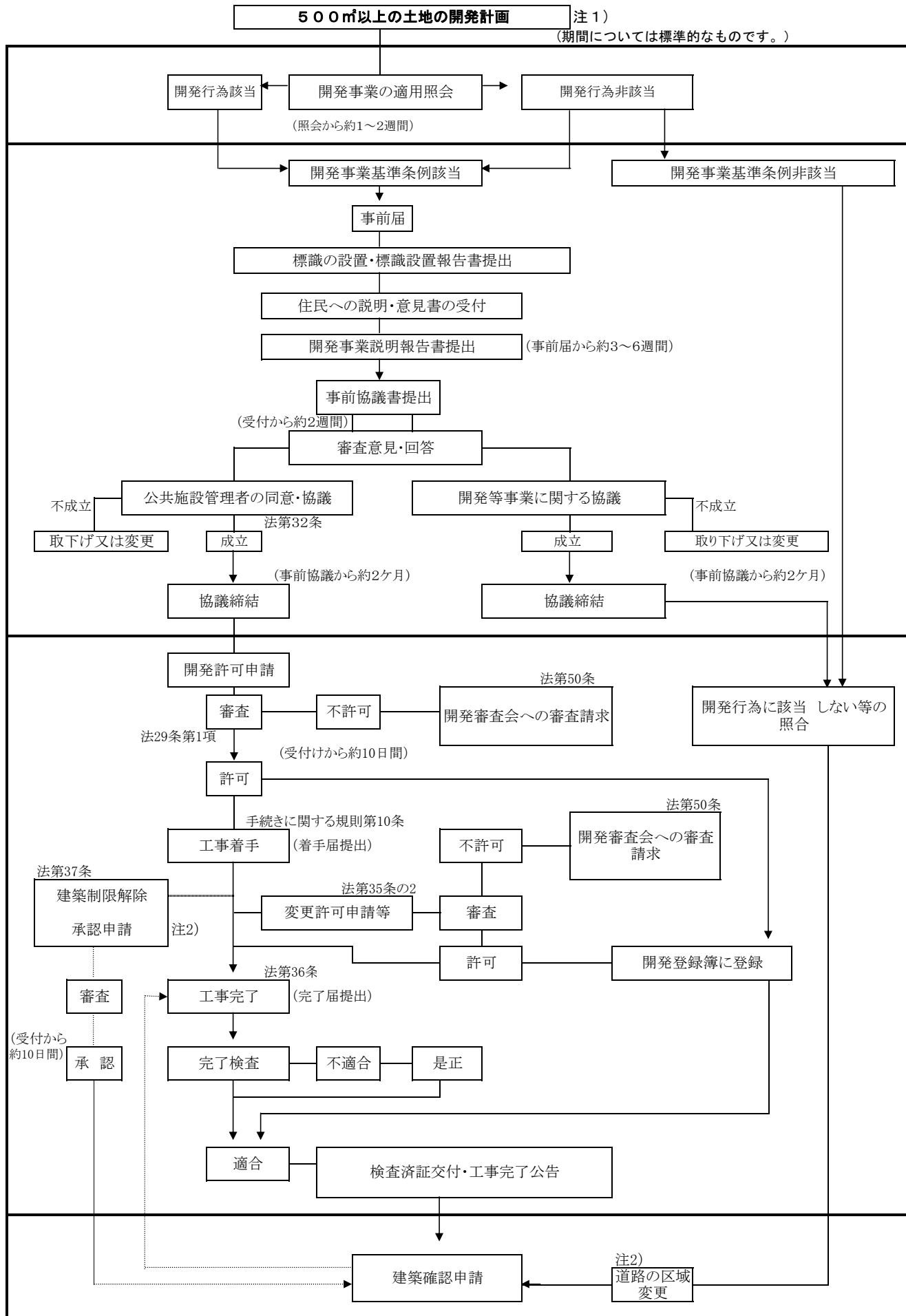


III-1 手続きの流れ(開発調整課)



注1) 【市街化調整区域】での計画は[市街化調整区域班]に相談してください。また、500㎡未満の土地に21戸以上の住宅の建設をする場合は「指導班」に相談して下さい。

注2) 建築基準法第43条に抵触する場合は、公共施設(道路)の完了検査を行う場合があります。